

2025年2月21日

白楽ロックビル 殿

慶應義塾研究コンプライアンス委員会
委員長 天谷 雅行

申し立て事項に係る調査について（通知）

貴殿の2024年12月19日付申立書（貴殿が同申立書ファイルをストレージに残置したまま、受付フォームの送信ボタンを押していなかったため、本学による本申立書の認知日は2024年12月20日となります）について、本学の「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続等ガイドライン」（以下、「調査手続等ガイドライン」という）17条2項を適用し、「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」（以下、「調査ガイドライン」という）に基づく本調査を行うこととなりましたので、調査ガイドライン4条1項に基づき、通知いたします。併せて、調査ガイドライン4条5項に基づき、本調査委員会委員の氏名・所属を別紙のとおり示します（申し立て者は通知到着後10日以内に異議申し立てをすることができます）。

調査ガイドラインに基づく申し立て者は、調査ガイドライン及び調査手続等ガイドラインに基づく下記の各義務を負います。現段階で、本申し立ての事実や当委員会からの通知の内容を公表することは、関係者の名誉・信用を棄損するおそれがあり、また、調査の支障となる可能性がありますので、当委員会は、貴殿に対し、調査手続等ガイドライン12条1項に基づき、本申し立ての事実や当委員会からの通知内容を公表することのないよう、要請します。

記

①調査手続等ガイドライン

12条 申し立て者の義務

申し立て者は、次の各号記載の事項を順守しなければならない。これらに違反した場合、義塾は調査を中断または終了することができる。

- （1）義塾が調査の手続を進めるうえで必要であると判断して要請する事項に積極的に協力すること。
- （2）調査の手続の支障となるような行為はしないこと。
- （3）義塾関係者または調査の手続を行う関係者への誹謗中傷その他圧力をかける行為

を行わないこと。

②調査ガイドライン

4条 本調査

(6) 本調査は次のように行うものとする

エ 申し立て者および被申し立て者など関係者は、調査に誠実に協力しなければならない。なお、協力の過程で生じる申し立て者および被申し立て者本人の交通費、通信費、複写代等の経費は原則として各自が負担する。

ス 申し立て者および被申し立て者など関係者に対する事情聴取は義塾が指定する場所で行う。

セ 申し立て者の悪意または重過失による調査に要した費用の損害は、すべてまたは一部を申し立て者に請求することができる。

以上